

新型コロナウイルス感染症対策飲食店等事業継続支援金の支給について

新ひだか町では、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、経営に影響を受けている町内の飲食店・宿泊業者が事業の継続と雇用の維持を図るための支援金を支給します。

対象者	新ひだか町内で主として飲食店、宿泊業等を経営している次のいずれかに該当する事業者 ① 飲食店営業若しくは喫茶店営業許可を受けた事業者（小売店等施設内営業を除く） ② 旅館営業、ホテル営業若しくは簡易宿所営業許可を受けた事業者（下宿を除く） ③ 住宅宿泊事業者（民泊）の届出を行った事業者	
支給基準及び 支給額	令和2年3月から令和2年6月の間のいずれかひと月の売上額が、前年同月と比べて下記のとおり減少していること。 （ただし、令和元年7月以降に営業を開始した場合は、前記の期間のいずれかひと月の売上額と前月の売上額を比較します。）	
	20%未満の場合	10万円
	20%以上の場合	20万円+従業員1人につき3万円を加算 （令和2年4月30日現在の従業員の人数。会社役員、個人事業主本人は除く）
支給回数	1事業者につき1回	
申請期間	令和2年5月16日（土）から令和2年8月31日（月）まで	
その他の要件	町税の滞納がないこと	
申請方法	郵送又は窓口にて必要な書類を提出 （5月16日（土）～5月20日（水）の間は、町公民館及び総合町民センターはまなすにて臨時窓口開設）	

○上記基準に該当する方は、上下水道料金のうち基本料金を減免することができます。

上下水道基本 料金減免内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月30日（火）までに申請のあった方について 6月使用（7月請求）分から12月使用（1月請求）分までの上下水道基本料金を減免します。ただし、<u>超過料金分は対象外となります</u>。 ・ 7月1日（水）から8月31日（月）までに申請のあった方については、申請月の翌月分から12月使用（1月請求）分までが対象期間となります。
------------------	---

—裏面もご確認ください—

○申請に必要な書類

- 申請書（別記様式第1号）
- 各種営業許可書の写し（食品営業許可書の写し等）
- 売上減少がわかる書類の写し（確定申告書、売上台帳の写し等（当該月ひと月分と前年同月分））
- 従業員の名簿（別紙用紙を使用、又は内容がわかる任意の様式）
- 従業員の数がかかる書類の写し（雇用契約書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、給与支払明細（控）等）
- 通帳の写し（銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座名義人・口座番号がわかる部分）

※法人の場合は、法人名義の口座としてください。

【お問合せ及び郵送先】

新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号
新ひだか町役場 総務部まちづくり推進課経済グループ
TEL：0146-49-0293

※申請受付から振込までは10日程度かかります。

5月中の支給を希望される方は、5月20日（水）正午必着で提出願います。

また、感染拡大防止を図るため、郵送での提出にご協力ください。

なお、町では下記の期間に臨時窓口を設けますのでご相談下さい。

【臨時窓口】

と き	令和2年5月16日（土）～令和2年5月20日（水） 10：00～17：00
ところ	・ 町公民館 2階 大集会室 ・ 総合町民センターはまなす1階
問合先	0146-49-0090 （5/16～5/20の間）

申請書、添付書類、印鑑を忘れずにご持参ください。